

**中国における請求項の文言解釈と禁反言の法理**  
**～無効審判手続過程における主張と権利範囲解釈～**  
**中国特許判例紹介(131)**

2025年5月9日

執筆者 所長弁理士 河野 英仁

1. 概要

中国において禁反言の法理は、禁止反悔原則と称され、審査過程における自身の主張と矛盾する権利主張を認めないというものである。禁反言については司法解釈に以下の通り規定されている。

最高人民法院による 特許権侵害をめぐる紛争案件の審理における 法律適用の若干問題に関する解釈（法積 [2009] 21号）

第6条 特許権の付与、若しくは無効宣告手続において、特許出願人または特許権者が請求項や明細書の修正、若しくは意見陳述を通して放棄した技術方案を、権利者が特許権侵害をめぐる紛争案件で改めて特許権の保護範囲に取り入れた場合には、人民法院はこれを支持しない。

本事件では「翹板（ぎょうばん、シーソー板の意味）」の文言解釈を巡り争いとなったが、最高人民法院は、無効審判手続において特許権者がスプリング等の外力を用いない点が先行技術との相違点であると主張したことから、スプリングを用いる被疑侵害製品は禁反言により技術的範囲に属しないとの判決を下した<sup>1</sup>。

2. 背景

(1)特許の内容

深セン大事件科技有限公司は、「携帯電話番号プレート取付台」と称する実用新型特許 CN207503537（以下、537特許という）を所有している。争点となった537特許の請求項1及び2は以下のとおりである。なお符号は筆者において付した。

**【請求項1】**

携帯電話番号プレート取付台において、

相互にアクティブに接続する底座30及び翹板10を含み、

底座30上に凹槽が設置され、翹板10は部分的に底座30凹槽中に収納されかつ凹槽中を回転でき、翹板10一側には番号板20が設置され、番号板20の外表面上には携帯電話番号情報が設置され、翹板10を駆動して凹槽に対して回転させることにより、番号板20を凹槽中に隠す、あるいは、凹槽中から突出させ、番号板20上の携帯電話番号情報を表示または隠すことができる。

---

<sup>1</sup> 最高人民法院 2024年5月14日判決 （2023）最高法知民終607号

## 【請求項 2】

請求項 1 に記載の携帯電話番号プレート取付台において、  
翹板 10 は圧板 11 及び凸ブロック 12 を含み、圧板 11 と凸ブロック 12 の頂部は連なり、  
凸ブロック 12 の直径は凹槽の孔径より小さく、凸ブロック 12 は部分的に凹槽中に挿入  
され、かつ、回転軸 40 と凹槽の対応する両内側壁を通じて回転接続する。

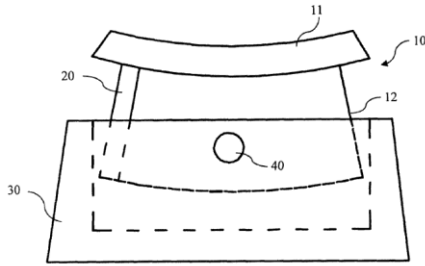


图1

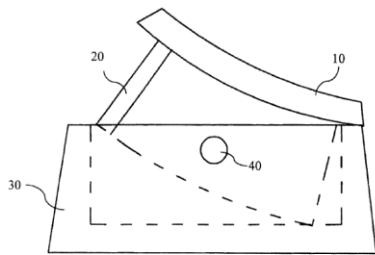


图2

## (2)訴訟の経緯

特許権者は、被告双泰会社が製造及び販売する被疑侵害製品が 537 特許請求項 1 及び 2 の技術的範囲に属するとして、広州知識産権法院に提訴した。被告は別途知識産権局に無効宣告請求手続きを行った。無効宣告請求手続きでは請求項 2 の創造性が認められ特許は維持されたが、広州知識産権法院は、被告の被疑侵害製品は請求項 2 の技術的範囲に属しないとの判決を下した<sup>2</sup>。原告は判決を不服として最高人民法院に控訴した。

## 3.最高人民法院での争点

**争点：被疑侵害製品が請求項の「翹板」を充足するか否か**

## 4.最高人民法院の判断

<sup>2</sup> 広州知識産権法院 2022 年 12 月 14 日判決 (2021) 粵 73 知民初字第 885 号

### **判断：禁反言により被疑侵害製品は請求項の「翹板」を充足しない**

本案二審の争点は、被訴侵害製品の技術方案が対象特許請求項 2 の保護範囲に属するか否かである。専利法第 64 条第 1 項は以下の通り規定している。

#### 第 64 条

発明又は实用新型特許権の権利範囲は、その請求項の内容によるものとし、明細書及び図面は請求項の内容の解釈に用いることができる。

最高人民法院による 特許権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈（法積 [2009] 21 号）第 3 条及び第 6 条は以下の通り規定している。

第 3 条 人民法院は明細書や図面、特許請求の範囲における該当の請求項及び専利審査書類を用いて請求項を解釈することができる。明細書において請求項の用語について特別に定義されている場合には、その特別定義に従う。

第 6 条 特許権の付与、若しくは無効宣告手続において、専利出願人や特許権者が請求項や明細書の修正、若しくは意見陳述を通して放棄した技術方案を、権利者が特許権侵害をめぐる紛争案件で改めて特許権の保護範囲に取り入れた場合には、人民法院はこれを支持しない。

対象特許は实用新型特許であり、対象特許の明細書及び図面に公開された全部の内容に基づけば、その構造は必ずしも複雑ではない（本特許図面 1-3）。シーソー板の基本原理であろうと、対象特許明細書中に“重力の影響を受け、外力作用が加わらない限り、翹板は一端が傾いたままの状態となる”と記載されていると、共に日常生活の常識である。現在請求項 2 は知識産権局により無効決定中、創造性を有すると判断されているが、その創新程度は明らかに十分有限のものであり、保護範囲は過度に広くあってはならず、不均衡につながってもならない。

その次に、特許審査経過は、請求項を解釈し、合理的に保護範囲を確定し、特許権侵害を判断する上で重要な依拠となるものである。知識産権局が関連する無効決定中認定した対象特許請求項 2 が創造性を有しかつ特許有効を維持した具体的理由、及び権利者が特許無効行政手続中になした請求項 2 の関連陳述は、共に対象特許の審査経過書類に属し、被訴侵害製品が請求項 2 で限定する保護範囲に属するか否かを認定する際、相応の考慮を与えなければならない、特許権有効の認定を維持することと、権利侵害を構成するか否かの認定基準とが一致せず、特許権者が一挙両得となることを防止しなければならない。

対象特許明細書に記載された内容及び第 55861 号及び第 562751 号決定の認定に基づけば、対象特許の“翹板”は両端が交替で揺れ動くことが可能なシーソー板状の構造であり、板

の中部には枢軸が設置されている。“翹板”自身の重力にだけ依拠することにより、一端を跳ね上げて一端が落下する状態で安定性を維持することができ、これはまた請求項 2 が現在依然として有効と維持されている重要な理由である。

特に、大事件会社は、無効行政手続において、本特許は“スプリングを必要としない”ことを強調することで、関連現有技術と区別しようとした。対照的に、被訴侵害製品は定位維持構造（スプリングなど）に依拠する必要がある、これにより“翹板”を、一端が跳ね上がり一端が落下する状態で安定性を維持することができる。それゆえ、対象特許中の“自身の重力にだけ依拠して”安定性を維持できる“翹板”に対して、被訴侵害製品は必ずしも同一または均等の技術特徴を有さない。

最後に、権利者が権利を行使する場合、誠実信用の原則を遵守しなければならない。大事件会社が特許無効行政手続中に陳述した“対象特許が採用する両端回転する翹板は、スプリング、固定バックルと固定槽との組み合わせが不要であり”、“翹板自身の動作原理により回転かつ一端が跳ね上がり、一端が落下する安定状態の維持を実現することができ”、“磁体あるいは摩擦を増加させることは共にさらに安定性を増加させるために採用する技術手段であり、必ずしも必要な技術特徴ではない”等意見に基づけば、大事件会社は一方面では無効行政手続中において、本特許は“スプリング、固定バックルと固定槽との組み合わせが不要であり”、“翹板自身の動作原理により回転かつ一端が跳ね上がり、一端が落下する安定状態の維持を実現することができ”と強調することで、関連現有技術と区別している。

その一方で、本案において、均等論の適用を主張しており、定位維持構造（スプリングを含む）に依拠して、安定性を維持することができる被訴侵害製品が権利侵害を構成することを主張しており、明らかに禁反言の原則に違反する。

## 5. 結論

最高人民法院は被疑侵害製品が請求項 2 の技術的範囲に属さないとした一審判決を支持した。

## 6. コメント

中国において禁反言の法理は、均等論と共に司法解釈に規定されており、技術的範囲解釈における重要な要素の一つである。被告側の立場では出願時及び審判時の特許権者の主張内容及び補正内容を精査すると共に、場合によっては対応する分割出願での審査経過をも分析することが重要となる。

判決日 2024年5月14日

以上